

市・府民税の申告

☎ 税務室 ☎892-0121

令和5年度、市・府民税の申告(令和4年中の所得に基づく申告)の受付を行います。

- ▷ 所得税の確定申告をした人は不要です。
- ▷ 令和4年中に課税される所得がなかった人は申告をする必要はありませんが、課税証明書の発行や国民健康保険の算定等で申告が必要になる場合があります。

日時 2/13(月)～3/15(水)9:30～12:00、13:00～16:00(土・日曜日・祝日を除く)

場所 市役所別館3階 小会議室

※郵送での申告も受け付けます(〒576-8501 税務室市民税係(住所記入不要))。

※所得税申告会場と開設期間・場所が異なりますので、ご注意ください。

申告に必要なもの

- ▷ 市・府民税申告書(申告会場にも用意しています)
- ▷ 給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費が分かる明細書等
- ▷ 生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、医療費の明細書等
- ▷ マイナンバー通知カード等の番号確認書類(本人と扶養親族分) および本人確認書類(運転免許証等) またはマイナンバーカード

令和5年度 スポーツ教室

☎ 社会教育課 ☎892-7721

※市内在住、在園、在学者対象。

※年齢・学年等はいずれも4/1現在のものです。

教室名	日時	場所	対象	定員	講師	費用
子ども体育基本動作教室	毎週水曜日 15:30～16:45	第一児童センター	小学1・2年生	20人	すぎもとすすむ 杉本進さん	年間14,000円 (1回400円)/人
幼児体育教室A	毎週水曜日 16:10～17:00	青年の家 101号室	年少・年中の幼児	25人	にしぐちちえこ 西口智恵子さん ほか	
幼児体育教室B	毎週水曜日 17:10～18:00		年長の幼児	25人		
親子体育教室	毎週火曜日 10:00～11:00		2歳児とその親	20組	年間28,000円 (1回800円)/組	
ジュニア体育教室A	毎週土曜日 9:10～10:20	小学1～3年生	20人	すぎもとすすむ 杉本進さん ほか	年間14,000円 (1回400円)/人	
ジュニア体育教室B	毎週土曜日 10:30～11:40	小学4～6年生	20人			

内容

- ▷ 子ども体育基本動作教室 跳び箱、平均台、マット運動、縄跳び
- ▷ 幼児体育教室 マット運動、小さな障害物をクリアするサーキットトレーニング。親も子どもと一緒に参加。
- ▷ 親子体育教室 小さな障害物をクリアするサーキットトレーニング
- ▷ ジュニア体育教室 マット運動・跳び箱等

※ジュニア体育教室は、他の教室に比べ、他の生徒と協力する内容が多くあります。

申込 はがきに①希望教室名②氏名(ふりがな)③郵便番号④住所⑤電話番号⑥年齢(令和5年4/1時点)を記入し、2/15(水)〈消印有効〉までに社会教育課、または直接青年の家窓口へ 〒576-0052 私部2-29-1

注意点

- ▷ 応募多数の場合は抽選を行います。定員に満たない場合は、申込期限後も随時受け付けます。
- ▷ 案内は3月下旬に送付します。
- ▷ 健康に不安がある人や持病を持っている人は、事前に医師の診断・相談を受けた上で、お申し込みください。

給付金の手続きはお済みですか

☎ 臨時特別給付金推進室 ☎0120-092-191

下記の給付金の申請期限がせまっています。申請書の提出がない場合は受給を辞退したものと見なしますのでご注意ください。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

令和4年度住民税非課税世帯に対して1世帯あたり現金5万円を支給。
(住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除きます)

支給要件確認書・申請書(請求書)および家計急変世帯への臨時特別給付金の申請期限 2/10(金)〈当日消印有効〉

※家計急変世帯とは、予期せず令和4年1月～12月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯です。

市独自 令和4年度交野市子育て世帯臨時特別給付金

令和4年9月分の児童手当受給者(特例給付を除く)へ児童一人あたり現金1万円を支給。
公務員の人は申請が必要です。

申請書の提出期限 2/28(水)〈当日消印有効〉

(市から令和4年9月分の児童手当を受給している人は申請不要。令和4年12/22(木)に振り込み済みです)

令和4年度交野市避難所運営訓練

☎ 危機管理室 ☎892-0121

日時 2/25(土)9:30～11:00

場所 いきいきランド交野 メインアリーナ

内容 避難所運営訓練、感染症対策訓練・耐震性貯水槽訓練

対象 私部、向井田、青山地区在住者(詳細は各地区の回覧をご覧ください)

※対象地区以外の方はメインアリーナのスタンドから見学できます。

展示・体験コーナー ※自由に観覧、体験できます。

雨天の場合、一部内容を変更して屋内で実施します。

時間 10:00～12:00 場所 いきいきランド交野 屋外コンコース

内容 防災用品の展示・販売・特殊車両の展示

体験コーナー:水消火器、起震車、煙道、AED、車いす体験等

特殊車両展示:レスキュー車、移動ATM車、消防車、高所作業車、給水車
白バイ、パトカー、自衛隊車両



消費者相談 | 脱毛エステ閉店で通いたい放題サービスはどうなる?

Q 半年前に脱毛エステ1年間6回コースを契約。6回終了後は1年間無料で何回でも施術に通えるという内容で契約したが最近閉店した。残っている2回分を返金すると言うが、通いたい放題分はどうなるのか?

A 契約書面にどのように記載されていたかがポイントです。通いたい放題が契約内容として明記されていたか、解約清算についての記載があったか等です。

助言 1か月を超え5万円を超える脱毛エステの場合には、法律で定めた書面が渡されていないとクーリングオフも可能です。相談の際には必ず契約書面等をご持参ください。

※掲載の相談事例は、当時の法令や社会状況に基づく内容です。同様の商品・サービスでも、状況により解決内容が異なる場合があります。

ゆうゆうセンター1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003